

令和3年 第8回

仙北市農業委員会総会議事録

令和3年7月9日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和3年7月9日(金)午前9時～

2. 開催場所 仙北市角館庁舎2階「201・202会議室」

3. 出席農業委員 (16人)

1番	佐藤	和	2番	佐藤	孝典
3番	草薨	良孝	4番	鈴木	八寿男
5番	小玉	均	6番	佐藤	一也
7番	大石	知	8番	小田嶋	比左子
9番	千葉	智永	10番	藤村	紀章
11番	青柳	良信	12番	門脇	博美
14番	高橋	政敏	15番	荒木田	浩生
16番	眞崎	純孝	17番	藤村	隆清

4. 欠席委員 (1名)

13番 齋藤 瑠璃子

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5 1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出
について

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

(3)令和3年度仙北市農業施策の回答について

2. 議事

(1)議案第25号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2)議案第26号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(3)その他

議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に15番荒木田委員、1番佐藤委員を指名します。会議書記は竹下主査を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

嶋村局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時2分)

議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

嶋村局長 《(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》

榎尾補佐 《(2)農地改良届の提出について》

榎尾補佐 《(3)令和3年度仙北市農業施策の回答について》

議長 それでは議事に入ります。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明を求めます。

榎尾補佐 議案第25号について、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条無償移転の贈与の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんとなります。利用目的は田、申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、3条無償移転の贈与の案件となります。譲渡人は〇〇県にお住まいの〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は畑、申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 嶋村寅年子 局長補佐 榎尾健

主査 竹下義博

7. 書記

主査 竹下義博

8. 議事録署名員

15番 荒木田浩生 1番 佐藤和

9. 会議の概要

会長 これより第8回仙北市農業委員会総会を開催致します。

議長 本日の出席委員は16名、欠席委員は1名です。よって本委員会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時)

議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

『異議無し』の声あり

梶尾補佐 整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条賃貸借の新規案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は病気等による労力不足、経営規模の拡大となります。10a当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、3条使用貸借の更新案件となります。貸付人は西木町〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は畑、申請事由は経営移譲年金受給のため、受贈となります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番について、1番佐藤委員よりお願いします。

1番佐藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号2番について、9番千葉委員よりお願いします。

9番千葉 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号3番について、11番青柳委員よりお願いします。

11番青柳 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 整理番号4番について、6番佐藤委員よりお願いします。

6番佐藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請に

ついては、許可とすることに決定します。(9時12分)

議長 次に議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程しますが、利害関係者として私が退席しますので、議事進行を高橋代理にお願いします。

《14番高橋代理 議長席に着席》(9時12分)

議長 整理番号17番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 議案第26号整理番号17番について、説明を致します。

整理番号17番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、農業公社をとおしての新規賃貸借案件となります。利用権を設定する者は西木町〇〇地区の〇〇さん、所有権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の農事組合法人〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。6番佐藤委員よりお願いします。

6番佐藤 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

7番大石 農地中間管理機構の案件で、〇〇年〇〇ヶ月の賃貸借になっており、〇〇年にならないとこの方に離農給付金がこないけれども、それはなぜですか。

竹下主査 この案件につきましては、もともと登記簿上畑となっておりますけれども、現況は田ということで、以前中間事業の案件で〇〇にいつている案件で、〇〇筆だけ残っていた案件になります。その分を今貸し付けすることで、期間についても前の契約と同じ終期に合わせた形で、離農給付金に

竹下主査 ついては以前貰っている分で、今回は出さないということになります。

議長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号17番について、適正と認めることに決定します。(9時15分)

議長 利害関係者の復席を求め、議長を交代します。

《17番藤村委員 復席》(9時16分)

議長 利害関係者の退席を求めます。7番大石委員。

《7番大石委員 退席》(9時16分)

議長 それでは、整理番号21番及び22番について事務局より説明をお願いします。

竹下主査 整理番号21番及び22番の内容について、説明を致します。

整理番号21番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、農業公社をとおしての新規使用貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の合同会社〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月間となります。

整理番号22番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、農業公社をとおしての新規貸借案件となります。利用権を設定する者は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の合同会社〇〇です。利用目的は田、期

竹下主査 間は〇〇年〇〇ヶ月間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を14番高橋代理よりお願いします。

14番高橋 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての整理番号21番及び22番について、適正と認めることに決定します。(9時19分)

議長 利害関係者の復席を求めます。

《7番大石委員 復席》(9時20分)

議長 引き続き、議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての、整理番号17番と21番及び22番を除いて説明をお願いします。

竹下主査 整理番号17番と21番及び22番を除き、内容の説明を致します。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を設定する者は角館

竹下主査 町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を設定する者は角館町〇〇地区の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を移転する者は西木町〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、利用権の移転を受ける者は西木町〇〇地区の有限会社〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年〇〇ヶ月間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の新規案件となります。利用権を移転する者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、利用権の移転を受ける者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番から13番までの8件は再設定案件のため、説明を割愛させていただきます。

整理番号14番からは農地中間管理事業の案件です。田沢湖地区が3件、西木地区が2件、角館地区が5件の合計10件です。秋田県農業公社を通じての転貸で、期間は基本的には〇〇年間で、賃借料は概ね〇〇円前後となっており、受け手は主に認定農業者及び農地所有適格法人となります。個別

竹下主査 の説明は割愛させていただきます。内容の説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番と2番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》

議長 整理番号3番について、3番草薨委員よりお願いします。

3番草薨 《現地確認報告》

議長 整理番号4番について、12番門脇委員よりお願いします。

12番門脇 《現地確認報告》

議長 整理番号5番について、7番大石委員よりお願いします。

7番大石 《現地確認報告》

議長 整理番号6番から13番については再設定案件、また整理番号14番から16番、18番から20番については農地中間管理事業の案件ですので、現地確認報告は省略します。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

議長 『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

議長 『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、整理番号1番から16番及び18番から20番について適正と認めることに決定します。(9時31分)

議長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

樫尾補佐

協議事項

(1)令和3年度秋田県農業委員会大会における政策提案について

嶋村局長

連絡事項 今後の日程について

8月2日(月)令和3年度市町村農業委員会地区別研修会

角館庁舎1階「101・102会議室」(午後1時30分～)

8月6日(金)第9回農業委員会総会

角館庁舎1階「101・102会議室」(午前9時～)

農地利用パトロール(利用状況調査)推進会議(総会終了後)

角館庁舎1階「101・102会議室」(午前9時45分予定)

研修会(講師 秋田県農業会議)

仮題「人・農地プランの実質化に向けた取組について」

8月19日から農地パトロール

議長

説明が終わりました。ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長

無いようですので、これで令和3年第8回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。(9時40分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和3年7月9日

議長

署名員 15番

署名員 1番